

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	岸	宏一 (自民)	中島	真人 (自民)	津田	弥太郎 (民主)
理事	国井	正幸 (自民)	中原	爽 (自民)	辻	泰弘 (民主)
理事	武見	敬三 (自民)	中村	博彦 (自民)	那谷屋	正義 (民主)
理事	谷	博之 (民主)	西島	英利 (自民)	森	ゆうこ (民主)
理事	円	より子 (民主)	藤井	基之 (自民)	草川	昭三 (公明)
理事	遠山	清彦 (公明)	水落	敏栄 (自民)	小林	美恵子 (共産)
	坂本	由紀子 (自民)	朝日	俊弘 (民主)	福島	みずほ (社民)
	清水	嘉与子 (自民)	家西	悟 (民主)		
	田浦	直 (自民)	島田	智哉子 (民主)		(17.10.6 現在)

(1) 審議概観

第163回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件（うち本院先議1件）、本院議員提出1件及び衆議院提出1件（厚生労働委員長提出）の合計4件であり、そのうち、内閣提出及び衆議院提出の合計3件を可決した。

また、本委員会付託の請願18種類100件のうち、3種類3件を採択した。

〔法律案の審査〕

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案は、働き方の多様化が進む中で、重大な労働災害の頻発、長時間労働に伴う脳・心臓疾患や精神障害の増加など労働者の生命や生活にかかわる問題が深刻化していることから、こうした問題に対処していくため、必要な措置を講じようとするものである。委員会においては、メンタルヘルス対策における産業医の活用及び地域保健との連携、面接指導の対象労働者を拡大する必要性、小規模事業場における安全衛生管理体制の強化、今後の労働時間短縮に向けた目標設定の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

障害者自立支援法案は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害種別ごとに福祉サービスや公費負担医療を提供している現行制度を、市町村を実施主体とする一元的な制度に改めるため、自立支援給付を創設するとともに、地域生活支援事業、障害福祉計画及び費用負担に係る規定を整備しようとするものである。委員会においては、定率負担制度導入の是非及び利用者負担の軽減措置の必要性、障害福祉サービスの給付水準の在り方、本法の対象となる障害者の範囲の考え方、市町村審査会と障害程度区分認定の在り方、移動支援等の地域生活支援事業の在り方、障害者に対する就労支援策等について質疑を行うとともに、大阪府に委員を派遣して大阪地方公聴会を開催したほか、

参考人からの意見聴取を行った。討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者虐待を防止することが重要であることにかんがみ、虐待を受けた高齢者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止等に関する施策を促進しようとするものである。委員会においては、提出者鴨下衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

10月20日、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、臓器移植に関する件について、尾辻厚生労働大臣から臓器移植の実施状況等について報告を聴取した。

続いて、医療制度構造改革試案の考え方、公的年金制度の一元化の方向性、タクシー乗務員の労働条件の改善を図る必要性、アスベスト対策の在り方、BSE対策の在り方、心神喪失者等医療観察法の施行に伴う体制整備の現状、若年者雇用対策の在り方、在日外国人の無年金障害者を救済する必要性等について質疑を行った。

10月27日、医療制度改革に関する件を議題とし、都道府県医療費適正化計画の考え方、医療に係る都道府県の責任と権限の範囲の在り方、経済財政諮問会議が提唱する高齢化修正GDPの考え方、保険免責制の考え方、政管健保の都道府県単位化の考え方、高齢者医療制度の在り方、医療保険制度の改革と併せて医療の質の向上を図る必要性、平均在院日数の短縮化に向けた医学的検証の必要性、レセプト電算処理システムを推進する必要性、ハンセン病補償法の厚労省告示を見直し対象者の範囲を拡大する必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成17年10月6日（木）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 障害者自立支援法案（閣法第11号）について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小林正夫君（民主）、朝日俊弘君（民主）、坂本由紀子君（自民）、中村博彦君（自民）、西島英利君（自民）、草川昭三君（公明）、遠山清彦君（公明）、小林美恵子君（共産）、福島みずほ君（社民）

また、同法案の審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成17年10月11日（火）（第2回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 障害者自立支援法案（閣法第11号）について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕家西悟君（民主）、辻泰弘君（民主）、森ゆうこ君（民主）、中原爽君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、紙智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成17年10月12日（水）（第3回）

- 障害者自立支援法案（閣法第11号）について参考人社会福祉法人桑友統括施設長武田牧子君、日本難病・疾病団体協議会代表伊藤建雄君、日本ALS協会会長橋本操君、特定非営利活動法人大阪障害者センター事務局長塩見洋介君及びピープルファーストジャパン会長小田島栄一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕清水嘉与子君（自民）、谷博之君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成17年10月13日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 障害者自立支援法案（閣法第11号）について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣、上田財務副大臣、西川厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕水落敏栄君（自民）、家西悟君（民主）、島田智哉子君（民主）、津田弥太郎君（民主）、下田敦子君（民主）、谷博之君（民主）、草川昭三君（公明）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第11号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成17年10月20日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 臓器移植に関する件について尾辻厚生労働大臣から報告を聴いた後、医療制度改革に関する件、公的年金の一元化に関する件、タクシー乗務員の労働条件適正化に関する件、アスベスト対策に関する件、牛海綿状脳症（BSE）問題に関する件、心神喪失者等医療観察法の施行に伴う体制整備に関する件、若年者雇用対策に関する件、在日外国人の無年金障害者に関する件等について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣、中野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕武見敬三君（自民）、中島真人君（自民）、西島英利君（自民）、辻泰弘君（民主）、森ゆうこ君（民主）、朝日俊弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

- 労働安全衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。
- 労働安全衛生法の一部を改正する法律案（参第2号）について発議者参議院議員浅尾慶一郎君から趣旨説明を聴いた。

○平成17年10月25日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 労働安全衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について尾辻厚生労働大臣、中野厚生労働副大臣、塩谷文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、谷博之君（民主）、津田弥太郎君（民主）、朝日俊弘君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第10号）賛成会派 自民、民主、公明、社民

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成17年10月27日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 医療制度改革に関する件について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕清水嘉与子君（自民）、中原爽君（自民）、朝日俊弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

- 請願第170号外2件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第22号外96件を審査した。

○平成17年11月1日（火）（第8回）

- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案（衆第25号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長鴨下一郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第25号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）

【要旨】

本法律案は、働き方の多様化が進む中で、重大な労働災害の頻発、長時間労働に伴う脳・心臓疾患や精神障害の増加など労働者の生命や生活にかかわる問題が深刻化していることから、こうした問題に対処していくため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 労働安全衛生法の一部改正

1 事業者の行うべき調査等及び計画の届出の免除

イ 事業者は、建設物、設備、作業等の危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるように努めなければならない。

ロ イに定める措置等を講じているものとして、労働基準監督署長が認定した事業者については、労働安全衛生法に基づく建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務を免除する。

2 製造業等の元方事業者の講ずべき措置

元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整その他必要な措置を講じなければならない。

3 化学物質等に係る表示等の改善

危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるものを、その譲渡又は提供に際して容器又は包装に名称等を表示しなければならない物に追加するとともに、容器又は包装に表示しなければならないものとして、当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるものを追加等する。

4 面接指導等

イ 事業者は、その労働時間の状況等が厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

ロ 事業者は、面接指導の結果の記録、面接指導の結果に基づく必要な措置についての医師の意見の聴取、その必要があると認める場合の作業等の変更等の措置を講じなければならない。

二 労働者災害補償保険法の一部改正

就業の場所から他の就業の場所への移動及び住居と就業の場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動を通勤災害保護制度における通勤に含める。

三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

事業場ごとの災害率により保険料を増減させるメリット制について、建設事業等の有期事業における保険料調整幅の最高限度を、40パーセント（現行35パーセント）に拡大

する。

四 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正

1 題名及び目的

題名を「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に改め、法の目的を「我が国における労働時間等の現状及び動向にかんがみ、労働時間等設定改善指針を策定するとともに、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もって労働者の健康で充実した生活の実現と国民経済の健全な発展に資すること」に改める。

2 事業主の責務

事業主は、労働時間等の設定の改善を図るため、業務の繁閑に応じた労働者の始業及び終業の時刻の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備等の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 労働時間等設定改善指針

労働時間短縮推進計画に代えて、厚生労働大臣は、2に定める事項に関し、事業主等が適切に対処するための指針を定める。

4 労働時間等の設定の改善の実施体制の整備

事業主は、労働時間等の設定の改善に関する事項を調査審議し、事業主に意見を述べることを目的とする委員会を設置する等必要な体制の整備に努めなければならない。

5 労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例等

「労働時間短縮推進委員会」を「労働時間等設定改善委員会」に改め、労働時間等設定改善委員会の決議を労使協定に代えることができること等とする。

6 労働時間短縮支援センターの廃止

指定法人である労働時間短縮支援センターを廃止する。

五 施行期日

この法律は、一部を除き、平成18年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、労働時間に着目した健康確保対策の実行に万全を期するとともに、賃金不払残業への厳正な対応や時間外限度基準の遵守の徹底に取り組むこと。また、始業・終業時刻の把握等労働時間管理の徹底を指導するなど、重点的な監督指導を行うこと。
- 二、面接指導制度は、事業者に法的に課せられたものであることにかんがみ、その適切な実施を図るため、義務規定に違反している場合又は努力義務規定の趣旨を満たしていない場合において、事業者に対し必要な指導等を行うこと。また、労働者の意思を尊重しつつ、確実に申出を行うことができるよう労働者が時間外労働時間数を確認できる仕組みの整備、申出手続の整備及び労働者に対する実施体制の周知並びに個人情報の保護の

徹底などについて事業者を指導すること。さらに、メンタルヘルス対策として、地域産業保健センターや精神保健福祉センターにおいて、労働者の家族を含め、相談をしやすい体制を整えること。

三、過重労働対策・メンタルヘルス対策を衛生委員会等の調査審議事項に追加するなど、衛生委員会等の機能強化に努めるとともに、小規模事業場における安全衛生管理体制を強化するため、その在り方について調査検討を進めること。また、中小企業に対し過重労働対策・メンタルヘルス対策の必要性について周知徹底を図るとともに、地域における労使の参加と協力を進め、地域産業保健センターの機能と活動の強化を図ること。

四、製造業における元方事業者等を通じた請負事業者との安全衛生管理体制に関しては、製造現場の実情を踏まえ、元方事業者による安全衛生協議会の設置や作業場巡視、教育指導と援助、安全衛生管理指導等一体的な管理体制の普及について、所要の措置を講ずるよう速やかに調査検討を進めること。

五、労働時間等設定改善指針の策定に当たっては、育児・介護、地域活動、単身赴任、自己啓発等を行う労働者の実情に応じた労働時間等の設定の改善を促進するものとなるよう留意するとともに、年次有給休暇の取得率向上に向けて、計画的付与制度や長期休暇制度の普及促進等実効性ある施策を推進し、一般労働者の労働時間短縮対策に尽力すること。

六、労働時間等設定改善委員会の設置を促進するよう周知徹底を含め実効性ある施策を図るとともに、一定要件を満たした衛生委員会を労働時間等設定改善委員会とみなすに当たっては、法に定める要件が遵守されるよう、制度運用に万全を尽くすこと。

七、複数就業者に係る労災保険給付基礎日額の算定方法については、その賃金の実態を調査し、早期に結論を得ること。

八、建設業等の有期事業におけるメリット制の改正に当たっては、いわゆる労災かくしの増加につながることはないよう建設業関係者から意見を聴く場を設けるなど、災害発生率の確実な把握と安全の措置を図るとともに、建設業の元請けの安全管理体制の強化・徹底等の措置を図り、労災かくしを行った事業場に対しては司法処分を含め厳正に対処すること。また、労働安全衛生マネジメントシステムの導入拡大による労働災害の予防を図るとともに、導入企業に対する公共事業の企業評価における優遇措置など導入促進を図るための多様なインセンティブを与える具体策について調査検討すること。

九、企業間競争の激化や働き方の多様化が進む中で、労働者の協力・参加の下で行う事業者の自主的な安全衛生活動の役割が一層重要となることを踏まえ、その促進に向け格別の配慮を行うとともに、学校教育の場においても労働安全衛生の必要性について指導の徹底を図ること。

十、本法の内容と密接に関わるILO第155号条約の早期批准に向けて、検討を行うこと。
右決議する。

障害者自立支援法案（閣法第11号）（先議）

【要旨】

本法律案は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービス等が総合的に提供されるよう、自立支援給付を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自立支援給付

1 自立支援給付は、介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費及び補装具費等の支給とする。

2 介護給付費及び訓練等給付費の支給

イ 介護給付費及び訓練等給付費の支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村に申請をしなければならない。

ロ 市町村は、市町村審査会が行う障害程度区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害程度区分認定を行い、障害者又は障害児の障害程度区分、介護者の状況、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事項を勘案して支給要否決定を行う。

ハ 市町村は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者が、都道府県知事が指定する指定障害福祉サービス事業者等から障害福祉サービスを受けたときは、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

3 自立支援医療費の支給

イ 自立支援医療費の支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村又は都道府県に申請をしなければならない。

ロ 市町村又は都道府県は、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、政令で定める基準に該当する場合には、自立支援医療の種類ごとに支給認定を行う。

ハ 市町村又は都道府県は、支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者が、都道府県知事が指定する指定自立支援医療機関から自立支援医療を受けたときは、自立支援医療費を支給する。

4 補装具費の支給

市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、補装具費を支給する。

5 自立支援給付の額は、障害福祉サービス等に通常要する額の100分の90を原則とする。なお、利用者の負担が多額となる場合等については、家計に与える影響等を考慮して給付割合の引上げを行う等、負担の軽減措置を講ずる。

二、地域生活支援事業

1 市町村は、地域生活支援事業として、障害者、障害児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を供与するとともに、障害者又は障害児の権利の擁護のために必要な援助を行う事業、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付又は貸与、障害者又は障害児の移動を支援する事業等を行う。

2 都道府県は、地域生活支援事業として、特に専門性の高い相談支援事業その他の広域的な対応が必要な事業等を行う。

三、事業及び施設

- 1 国及び都道府県以外の者は、あらかじめ、都道府県知事に届け出て、障害福祉サービス事業等を行うことができる。
- 2 国、都道府県及び市町村以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、障害者支援施設を設置することができる。

四、障害福祉計画

市町村及び都道府県は、国の定める基本指針に即して障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する障害福祉計画を定める。

五、費用

自立支援給付に要する費用は、一部都道府県が支弁するものを除き市町村が支弁し、その4分の1を都道府県が、2分の1を国が、それぞれ負担する。

六、その他

精神分裂病の呼称の統合失調症への変更、改善命令等に従わない精神病院の管理者に関する公表制度等の導入、緊急時における入院等に係る診察の特例措置の導入及び市町村における相談体制の強化等を行うため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正するほか、関係法律について所要の改正を行う。

七、施行期日

この法律は、一部を除いて、平成18年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一、附則第3条第1項に規定する障害者の範囲の検討については、障害者などの福祉に関する他の法律の施行状況を踏まえ、発達障害・難病などを含め、サービスを必要とするすべての障害者が適切に利用できる普遍的な仕組みにするよう検討を行うこと。また、現在、個別の法律で規定されている障害者の定義を整合性のあるものに見直すこと。
- 二、附則第3条第3項に規定する検討については、就労の支援を含め、障害者の生活の安定を図ることを目的とし、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて、障害者の所得の確保に係る施策の在り方の検討を速やかに開始し、3年以内にその結論を得ること。
- 三、障害福祉サービス及び自立支援医療の利用者負担の上限を決める際の所得の認定に当たっては、障害者の自立の観点から、税制及び医療保険において親・子・兄弟の被扶養者でない場合、生計を一にする世帯の所得ではなく、障害者本人及び配偶者の所得に基づくことも選択可能な仕組みとすること。また、今回設けられる障害福祉サービス及び自立支援医療の負担軽減の措置が必要な者に確実に適用されるよう、障害者及び障害児の保護者に周知徹底すること。
- 四、障害福祉サービスの利用者に対しては、社会福祉法人による利用者負担減免制度の導

入等により、きめ細かな低所得者対策を講ずること。また、この場合においては、実施主体に過重な負担とならないよう、適切な措置を検討すること。

五、自立支援医療については、これまでの更生医療、育成医療及び精神通院医療の趣旨を継承した公費負担医療制度としての位置付けを明確にすること。また、医療上の必要性から継続的に相当額の医療費負担が発生することを理由に、月ごとの利用者負担の上限を設ける者の範囲については、速やかに検討を進め、施行前において適切に対応するとともに、施行後も必要な見直しを図ること。さらに、自立支援医療の「重度かつ継続」の範囲の検討に当たっては、関係患者団体の意見にも配慮すること。

六、自立支援医療のうち育成医療については、国会答弁を踏まえて、適切な水準を制度化すること。

七、介護給付における障害程度区分について介護サービスの必要度が適切に反映されるよう、障害の特性を考慮した基準を設定するとともに、主治医の意見書を踏まえるなど審査の在り方についての適正な措置を講ずること。また、支給決定に係る基準や手続きについては、生活機能や支援の状況、本人の就労意欲等利用者の主体性を重視したものとなるよう必要に応じて適宜見直しを行い、関係団体とも十分協議した上で策定すること。さらに、障害程度区分認定を行わないこととなる障害児については、障害児に対する福祉サービスが障害児の成長過程において生活機能を向上させる重要な意義を持つものであることにかんがみ、市町村が適切なサービスを提供できるように体制を整備するとともに、障害程度の評価手法の開発を速やかに進め、勘案事項についても必要な措置を講ずること。

八、市町村審査会の委員については、障害者の実情に通じた者が選ばれるようにすること。特に、障害保健福祉の経験を広く有する者であって、地域生活に相当の実績を持ち、中立かつ公正な立場で審査が行える者であれば、障害者を委員に加えることが望ましいことを市町村に周知すること。また、市町村審査会の求めに応じ、サービス利用申請者が意見を述べることを市町村に周知すること。

九、介護給付や訓練等給付の支給決定については、障害者の実情をよりよく反映したものとなるよう、市町村職員による面接調査の結果や福祉サービスの利用に関する意向を十分踏まえることを市町村に周知するとともに、決定に不服がある場合には都道府県知事に申立てを行い、自ら意見を述べる機会が与えられていることを障害者及び障害児の保護者に十分周知すること。

十、基本指針の策定に当たっては、現行のサービス水準の低下を招くことなく、障害者が居住する地域において円滑にサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備を図ることを障害福祉計画に盛り込むこと、計画の策定の際に、障害当事者等の関係者の意見を聴く機会を設けることについて明記すること。また、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター事業などについては、障害者の社会参加と自立生活を維持、向上することを目的として、障害福祉計画の中に地域の実情に応じてこれらサービスの計画期間における数値目標を記載することについて明記すること。さらに、これら障害福祉計画に定めた事項が確実に実施できるよう予算を十分

に確保すること。

- 十一、ALS、進行性筋ジストロフィー等の長時間サービスを必要とする重度障害者については、受け入れる事業者が少ない現状にもかんがみ、その居住する地域において必要なサービス提供が遅滞なく行われるよう、社会資源の基盤整備などの措置を早急に講ずること。また、現行のサービス水準の低下を招くことのないよう重度障害者等包括支援や重度訪問介護の対象者の範囲については、重度の障害のある者のサービスの利用実態やニーズ等を把握した上で設定することとし、そのサービス内容や国庫負担基準については、適切な水準となるよう措置すること。
- 十二、重症心身障害児施設の入所者に対する福祉サービスについては、現行のサービス水準を後退させることなく、継続して受けられるよう配慮すること。
- 十三、介護給付等において特別な栄養管理を必要とする場合には、サービス提供に係る報酬面での配慮の必要性について十分検討すること。
- 十四、居住支援サービスの実施に当たっては、重度障害者であっても入居可能なサービス水準を確保するとともに、利用者が希望していないにもかかわらず障害程度別に入居の振り分けが行われることがないような仕組みの構築や、グループホームの事業者の責任においてホームヘルパーの利用を可能とすることなど必要な措置を講ずること。
- 十五、障害者の雇用の促進に当たっては、障害者雇用促進法に盛り込まれている内容等を踏まえ、障害者雇用の場の創出・拡大に一層努めるとともに、雇用促進のための就労支援サービスと福祉サイドの生活支援サービス等が相互にかつ適切に利用できるためのマネジメント体制の充実を図ること。また、就労移行支援については、障害の特性を踏まえた就労訓練期間等が設定されるよう必要な措置を講ずること。
- 十六、障害者の地域生活の充実及びその働く能力を十分に発揮できるような社会の実現に向け、非雇用型の就労継続支援の実施に当たっては、目標工賃水準の設定や官公需の発注促進など、工賃収入の改善のための取組のより一層の推進を図ること。
- 十七、良質なサービスを提供する小規模作業所については、新たな障害福祉サービス体系において、その柔軟な機能が発揮できるよう位置付けるとともに、新たな施設体系への移行がスムーズに行えるよう必要な措置を講ずること。
- 十八、障害者の自立と社会参加に欠かせないサービスである移動支援については、地域生活支援事業の実施状況を踏まえ、必要な措置を講ずるための検討を行うこと。
- 十九、医療法に基づく医療計画とあいまって、精神病院におけるいわゆる7.2万人の社会的入院の解消を図るとともに、それらの者の地域における生活が円滑に行われるよう必要な措置を講ずること。また、精神保健福祉法に基づく医療保護入院の適切な運用について、精神医療審査会の機能の在り方、保護者の制度の在り方等、同法に係る課題について引き続き検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を速やかに講ずること。
- 二十、障害者が地域社会で必要な支援を活用しつつ自立した生活を送ることができるようにするため、障害を理由とする差別を禁止するための取組、障害者の虐待防止のための取組及び成年後見制度その他障害者の権利擁護のための取組については、実施状況を踏まえてより実効的なものとなるよう検討し、必要な見直しを行うこと。

二十一、地域生活支援事業に盛り込まれたコミュニケーション支援事業を充実する観点から、国及び地方公共団体において手話通訳者の育成と人的確保に取り組むとともに、聴覚障害者情報提供施設の設置の推進や点字図書館の機能の充実を図ること。また、視覚障害者の通信ネットワークを利用した情報コミュニケーション支援を進めるため、日常生活用具給付事業の対象の見直しの検討など必要な方策を講じ、視聴覚障害者の社会参加を促進すること。

二十二、市町村の相談支援事業が適切に実施されるようにするため、在宅介護支援センターなど、高齢者に係る相談支援を行う事業者を含め、専門性と中立・公平性が確保されている相談支援事業者に対し、委託が可能であることを市町村に周知すること。

二十三、本法の施行状況の定期的な検証に資するため、施行後の状況及び附則規定に係る検討の状況について、本委員会の求めに応じ、国会に報告を行うこと。
右決議する。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案（衆第25号）

【要旨】

本法律案は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者虐待を防止することが重要であることにかんがみ、虐待を受けた高齢者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止等に関する施策を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

1 高齢者の定義

この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 高齢者虐待の定義

この法律において「高齢者虐待」とは、養護者等又は養介護施設従事者等による行為であつて、高齢者に対し暴行を加えること、養護を著しく怠ること、心理的外傷を与える言動を行うこと若しくはわいせつな行為をすること等又は高齢者から不当に財産上の利益を得ることのいずれかに該当するものをいう。

二、高齢者虐待の早期発見

高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

三、養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

1 市町村への通報

養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、市町村に通報しなければならない。また、それ以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければならない。

2 市町村の対応

イ 市町村は、高齢者虐待の通報を受けたときは、速やかに、安全の確認その他事実

確認のための措置を講ずるものとする。

ロ 市町村は、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人短期入所施設に入所させる等、適切に、老人福祉法による措置を講ずるとともに、そのために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

ハ 市町村長は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合は、その職員をして、高齢者の住所等に立入調査をさせることができる。立入調査を行うに当たっては、所轄の警察署長に援助を求めることができる。

3 養護者に対する支援

市町村は、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言のほか、緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置等を講ずるものとする。

4 連携協力体制の整備

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止等を適切に実施するため、地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

四、養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

1 市町村への通報

イ 養介護施設従事者等は、当該施設等において高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報しなければならない。

ロ 養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、市町村に通報しなければならない。また、それ以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければならない。

2 都道府県への報告

市町村は、1による通報を受けた場合は、当該施設又は事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

3 市町村長又は都道府県知事の対応

市町村長又は都道府県知事は、1による通報又は2による報告を受けたときは、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、高齢者虐待の防止及び高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法による権限を適切に行使するものとする。

五、その他

市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者で行う取引による高齢者の被害について、相談に応じ、又は関係機関の紹介等を行うものとする。

六、施行期日等

1 施行期日

この法律は、平成18年4月1日から施行する。

2 検討

- イ 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- ロ 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

②審査未了となった議案

労働安全衛生法の一部を改正する法律案（参第2号）

【要旨】

我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化を背景として歯科保健の重要性がますます高まっていることにかんがみ、職場における歯科疾患対策の充実を図るため、産業歯科医の法定化、一般健康診断における歯科医師による健康診断の実施等の措置を講じようとするものである。